

自治体管理道路の効率的維持管理

～公共施設等適正管理推進事業債活用による実現を目指して～

2017年6月16日

株式会社 **東芝**
社会システム事業部
熊倉 信行

© 2017 Toshiba Corporation

アジェンダ

1. 道路維持管理の動向(法律・点検管理方針)
2. 道路維持管理に関する国費補助制度
3. 自治体の状況(実態もご紹介)・今後の活動案
4. アセットマネジメント実現に向けて

維持管理体系

● 道路法 四十二条

道路管理者は、道路を常時良好に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持または修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、**政令**で定める。

※政令：道路法施行令 第三十五条の二を指す

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

● 道路法施行令 第三十五条の二

法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次の通りとする。

- 一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（「道路構造等」という）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 道路の点検は、**トンネル、橋その他の道路を構成施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等と勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。**
- 三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

道路点検管理方針

種別	対象	補足説明
橋梁	70万橋	①国が定める統一した基準により、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行うことを基本とする。 (道路法施工規則第四条の五の二) ②点検、診断結果等について、記録・保存すること。 ③統一した尺度で健全性の診断結果を分類すること。 (トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示)
トンネル	約1万本	※平成26年7月1日施行
舗装	高速道路 道轄国道 市町村道	<ul style="list-style-type: none"> 道路法施行令第三十五条の二に基づき、舗装点検要領発行（平成28年10月） <ポイント> メンテナンスサイクルフローによる舗装の長寿命化、LCC削減 道路特性より、アスファルト舗装とコンクリート舗装を分けて対策 道路を4段階に分類 <ul style="list-style-type: none"> 大型車交通量が多いなど損傷の進行が早い道路：分類A・B ⇒5年に1回程度以上の定期的把握 ひび割れ率、わだち掘れ量、IRIの3指標を基本 大型車交通量少ないなど損傷の進行が緩やかな道路：分類C・D ⇒道路管理者が適切に点検計画を策定 ※点検手法は、目視や簡易方法などを管理者が点検計画で決定
道路附属物	道路標識 照明施設	<ul style="list-style-type: none"> 道路法施行令第三十五条の二に基づき、小規模附属物点検要領発行（平成29年3月） <ポイント> 道路法第2条第2項で規定される道路附属物のうち、道路標識及び照明施設を小規模附属物とし、本点検要領の範囲と定義 特定された弱点部の点検により、落下や倒壊など第三者被害の恐れがある事故や不具合を未然に防災することが目的。 片持式、路側式のものを対象 巡視、詳細点検、中間点検に分類し管理 <ul style="list-style-type: none"> 巡視：パトロール車内からの目視を基本、大きな変状の有無を点検 ⇒通報を受けた場合や必要に応じて実施 詳細点検：予め特定した弱点部に近接し、対策要否を判定 ⇒道路管理者が適切に設定（10年に1回の頻度を目安） 中間点検：路面から直接/カメラ等で目視し、外観から弱点部の異状を発見し対策の要否を判定（詳細点検の補充） ⇒道路管理者が適切に設定（5年に1回の頻度を目安）
道路 土工構造物	小型カルバート 擁壁、 補強土壁、 落石防護工、 落成予防工	検討中

国費補助金制度について

1. 社会資本整備総合交付金（国土交通省）

国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金として統括したもの。
（道路、港湾、河川、砂防、下水道、海岸、都市公園、住宅など）

◆特徴（舗装点検活用時）

- ・（現状）個別施策計画がなくても補助金が使える。
- ・申請時には、**点検結果と下層（舗装面以下の部分）工事がバックとなっており、点検のためだけにこのお金を使うことはできない。**
- ・補助率が高く、市予算としては約5%分準備すれば良い。（補助率55%）
- ・会計検査時に工事発注に対する根拠が問われるため、点検結果は（今まで対応してきた）MCI値を選ぶ傾向がある。

2. 公共施設等適正管理推進事業債（総務省H29年度～H33年度）

現行「公共施設等最適化事業費」の内容を拡充。

※公共施設等の維持補修・点検等に要する経費300億円増額（H29年度）

◆特徴（舗装点検活用時）

- ・対象は点検、上層部（舗装部分）の修繕まで。
- ・点検手段は管理者に委ねられている。
- ・**申請には個別施設計画が必要。**
- ・道路附属物の点検も対象。
- ・補助率が低い。（補助率30%）